

**振り込め詐欺にご注意ください！ 役場では銀行ATMからの現金振込はお願いしません**

# 後期高齢者医療制度

今年四月から

『七五歳以上の人の医療制度が変わります』

七五歳以上の人(※)の「老人保健制度」が「後期高齢者医療制度」へ変わります。

※六五歳以上で一定の障害のある人も含まれます。

※生活保護を受けている人は該当しません。

## ◆運営

県内すべての市町村が加入する「県後期高齢者医療広域連合」が運

営します。広域連合は保険料の決定、保険証の交付や医療の給付を行います。市(区)町村は申請・届出の受付や相談、保険料徴収などの窓口事務を行います。

## ◆保険証

被保険者となる人には、新しい保険証が、今年三月に配達記録郵便で、一人一枚届きます。

## ◆保険料

被保険者一人ひとりが負担し、原則、今年四月分の年金から徴収されます。保険料は、被保険者が均等に負担する均等割額と所得に応じて負担する所得割額を合計した額となります。

## 二〇年度・二一年度の保険料額(年額)

被保険者の保険料  
(上限額は50万円)

||

均等割額  
(39,860円)

+

所得割額  
被保険者の所得  
×  
7.45%

※所得の少ない人には軽減制度があります。

※災害や所得が減少したことにより保険料の納付が困難な場合は、申請により徴収の猶予や減免を受けられる場合があります。

## 健康保険等の被扶養者だった人

現在、健康保険組合や共済組合などの被扶養者で保険料を負担していない人も、後期高齢者医療制度の被保険者となると、保険料を負担することになります。ただし、加入してから二年間は五割が軽減されます。

さらに、二〇年度までの特別措置として、四月から九月までは負担がなく、十月から平成二一年三月までは一割のみの負担となります。

## ◆医療費の自己負担

医療を受けたときに支払う自己負担割合(一割・三割)は、老人保健制度と変わりません。

## 問合せ

健康増進課 ☎内線二一四  
神奈川県後期高齢者医療広域連合  
事務局

☎〇四五―四四〇―六七〇四

## 県立葉山公園

## 駐車場料金等の変更

四月一日(火)から駐車場の有料期間と利用料金等を変更します。

問合せ 指定管理者

財団法人 神奈川県公園協会  
☎〇四五―二一一―五四八三

期 間	車種	料金(消費税を含む)	利用時間
4月1日～6月30日の土日祝	普通車	1回につき 500円	8時～18時
	二輪車	1回につき 100円	
7月1日～8月31日の土日祝	普通車	1回につき 2,000円	
	二輪車	1回につき 100円	
7月1日～8月31日の平日	普通車	1回につき 1,500円	
	二輪車	1回につき 100円	
9月1日～11月30日の土日祝	普通車	1回につき 500円	
	二輪車	1回につき 100円	
その他の期間	普通車 二輪車	無料	